

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

株主各位

平成 22 年 6 月 16 日
東京都台東区柳橋一丁目 4 番 4 号
ツイントラスビル 6 階
リアルコム株式会社
代表取締役 谷本 肇

当社は、平成 22 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、ストックオプションとして下記の内容の新株予約権を発行することを決議しましたので、会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

記

ストックオプション①：

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

株主価値を意識した経営の推進を図るとともに、当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社完全子会社である Realcom U.S., Inc の従業員を対象として新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数
当社子会社 Realcom U.S., Inc. の従業員 2 名に対して、16 個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 16 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は 1 株とする。）。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式数を調整する。

(3) 発行する新株予約権の総数

16 個

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。本新株予約権は職務の対価であるため、有利発行に該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき 1 株当たりの払込価額（以下「行使価額」という。）に、(2) に定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05

を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値（当該日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当後、当社が時価を下回る価額で株式の発行（ただし、時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の権利発行に伴う株式の発行を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる行使価格を調整する。

- (6) 新株予約権の割当日
平成22年7月1日
- (7) 新株予約証券の発行
新株予約権にかかる新株予約証券は発行しない。
- (8) 新株予約権を行使することができる期間
平成23年7月1日から平成26年6月30日までとする。（以下、「行使期間」という。）
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社子会社の従業員でなければならない。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
 - ③新株予約権の質入は認めないこととする。
 - ④その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(11) 新株予約権の取得事由及び条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日において、行使されていない本新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が、上記(10)に定める行使の条件を満たさなくなったことにより、本新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③新株予約権者が、新株予約権の全部または一部について破棄若しくは返還の意思を示した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(12) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(13) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収合併契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)で定める行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記(8)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記(8)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(9)に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の行使の条件及び取得事項
上記(10)及び(11)に準じて決定する。

(14) 新株予約権の行使により発生する端数

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

ストックオプション②：

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

株主価値を意識した経営の推進を図るとともに、当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社完全子会社である Realcom U.S., Inc の従業員を対象として新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数
当社子会社 Realcom U.S., Inc. の従業員 2 名に対して、14 個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 14 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は 1 株とする。）。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式数を調整する。

(3) 発行する新株予約権の総数

14 個

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。本新株予約権は職務の対価である

ため、有利発行に該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき 1 株当たりの払込価額（以下「行使価額」という。）に、(2)に定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値（当該日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当後、当社が時価を下回る価額で株式の発行（ただし、時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の権利発行に伴う株式の発行を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

その他、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる行使価格を調整する。

- (6) 新株予約権の割当日
平成 22 年 7 月 1 日
- (7) 新株予約証券の発行
新株予約権にかかる新株予約証券は発行しない。
- (8) 新株予約権を行使することができる期間
平成 24 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。(以下、「行使期間」という。)
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社子会社の従業員でなければならない。ただし、定年退職、転籍その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から 2 年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
 - ③新株予約権の質入は認めないこととする。
 - ④その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (11) 新株予約権の取得事由及び条件
 - ①当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日において、行使されていない本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②新株予約権者が、上記(10)に定める行使の条件を満たさなくなったことにより、本新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日において、本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③新株予約権者が、新株予約権の全部または一部について破棄若しくは返還の意思を示した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (12) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
- (13) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収合併契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)で定める行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(8)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記(8)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(9)に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の行使の条件及び取得事項
上記(10)及び(11)に準じて決定する。
- (14) 新株予約権の行使により発生する端数
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

以上